



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 土地改良区の清算人の就任の届出 (村づくり計画課) 1
- 市営土地改良事業施行の適当の決定 (村づくり計画課) 2
- 市営土地改良事業施行の同意 (村づくり計画課) 2
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定 (水産課) 2
- 漁業災害補償法に基づく特定養殖業の区域の設定の変更 (水産課) 2
- 都市計画事業の認可・2件 (道路街路課) 3
- 都市計画の変更・2件 (都市計画・モノレール課) 3

公 告

- 大規模小売店舗の新設の届出 (商工振興課) 4
- 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課) 5
- 建設業者の許可の取消し (土木企画課) 5

教育委員会事項

- 沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認 7

告 示

沖縄県告示第573号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり大里村目取真土地改良区から清算人が就任した旨の届出があった。

平成20年9月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

氏 名	住 所
仲里良一	南城市大里字稲嶺2650番地
大城清繁	南城市大里字稲嶺2702番地
新垣取昭	南城市大里字稲嶺1904番地の1
城間善徳	南城市大里字稲嶺2787番地
大城盛英	南城市大里字稲嶺2698番地
大城光雄	南城市大里字稲嶺2740番地
大城悟	南城市大里字稲嶺1858番地の1
仲里讓治	南城市大里字稲嶺1841番地の2

沖縄県告示第574号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、宮古島市長から協議のあった西東地区土地改良事業（区画整理）の施行について、平成20年9月9日その協議を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成20年9月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成20年9月29日から同年10月27日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第575号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり市営土地改良事業の施行を同意した。

平成20年9月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 土地改良事業を行う者の名称 石垣市
- 2 地区名及び事業名
 - (1) 地区名 吉原地区
 - (2) 事業名 土地改良事業（農業用排水施設）
- 3 同意年月日 平成20年9月17日

沖縄県告示第576号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、港川加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

平成20年9月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県告示第577号

平成16年沖縄県告示第494号で告示した特定養殖業の一定の区域のうちり等養殖業（もずく養殖業）の一定の区域の一部を次のとおり変更する。

平成20年9月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

変更前

加入区の名称	区域
与那城第1加入区	与那城町漁業協同組合の地区のうち与那城町字伊計支部
与那城第2加入区	与那城町漁業協同組合の地区のうち与那城町字宮城支部（宮城、上原、池味、饒辺、西原）
与那城第3加入区	与那城町漁業協同組合の地区のうち与那城町字平安座支部
与那城第4加入区	与那城町漁業協同組合の地区のうち与那城町字桃原支部

変更後

加入区の名称	区域
与那城第1加入区	与那城町漁業協同組合の地区のうち伊計支部の地区
与那城第2加入区	与那城町漁業協同組合の地区のうち池味支部の地区
与那城第3加入区	与那城町漁業協同組合の地区のうち宮城支部の地区
与那城第4加入区	与那城町漁業協同組合の地区のうち上原支部の地区
与那城第5加入区	与那城町漁業協同組合の地区のうち桃原支部の地区
与那城第6加入区	与那城町漁業協同組合の地区のうち平安座支部の地区
与那城第7加入区	与那城町漁業協同組合の地区のうち屋慶名支部の地区

沖縄県告示第578号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。
平成20年9月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 名護市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 名護都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・6・18号山手線及び3・5・1号中央線
- 3 事業施行期間 平成20年9月26日から平成25年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 名護市東江一丁目及び東江三丁目地内
 - (2) 使用の部分 なし

沖縄県告示第579号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。
平成20年9月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 名護市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 名護都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・名27号大北大西線
- 3 事業施行期間 平成20年9月26日から平成25年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 名護市大北四丁目及び大北五丁目地内
 - (2) 使用の部分 なし

沖縄県告示第580号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、名護都市計画道路を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成20年9月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 3・4・4号伊差川線

- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 名護市大中五丁目及び大北二丁目
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

沖縄県告示第581号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成20年9月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 3・2・13号南風原中央線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 南風原町字喜屋武大門原、字照屋東原、字兼城石原及び字兼城松川原
 - (2) 削除する部分 南風原町字照屋東原
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、平成20年9月26日から平成21年1月26日までの間、沖縄県観光商工部商工振興課及び宜野湾市市民経済部商工振興課において縦覧に供する。

平成20年9月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 届出年月日 平成20年8月29日
- 2 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 サンエーV21まえはら 宜野湾市真栄原三丁目7番6号
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社サンエー 宜野湾市大山七丁目2番10号 代表取締役 上地哲誠
 - (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社サンエー 宜野湾市大山七丁目2番10号 代表取締役 上地哲誠
 - (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成21年4月30日
 - (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,148平方メートル
 - (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 104台
（「次の図」は省略し、沖縄県観光商工部商工振興課及び宜野湾市市民経済部商工振興課において縦覧に供する。）
 - (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 10台
（「次の図」は省略し、沖縄県観光商工部商工振興課及び宜野湾市市民経済部商工振興課において縦覧に供する。）
 - (8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 137.8平方メートル
（「次の図」は省略し、沖縄県観光商工部商工振興課及び宜野湾市市民経済部商工振興課において縦覧に供する。）
 - (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 47.4立方メートル
（「次の図」は省略し、沖縄県観光商工部商工振興課及び宜野湾市市民経済部商工振興課において縦覧に供する。）
 - (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前9時、閉店時刻

午前1時

- (1) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午前1時30分まで
- (2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口3カ所、出口3カ所、出入口の位置 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、沖縄県観光商工部商工振興課及び宜野湾市市民経済部商工振興課において縦覧に供する。)

- (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで
- 3 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県観光商工部商工振興課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成20年9月26日から平成21年1月26日までの間、沖縄県観光商工部商工振興課及び沖縄市経済文化部商工振興課において縦覧に供する。

平成20年9月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 マンガ倉庫泡瀬店 沖縄市与儀571番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 有限会社ウエズ 沖縄市美里726番地 代表取締役 上江洲盛昌
- 3 届出年月日 平成20年8月28日
- 4 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
変更前 株式会社チェンジ 佐賀県鳥栖市田代外町761番地の1 代表取締役 長瀬功
変更後 株式会社アラート 福岡県久留米市篠山町一丁目12番地3 パーク・ノヴァ久留米中央5F
代表取締役 長沢武志
- 5 変更の年月日 平成20年8月1日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
(1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
(2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県観光商工部商工振興課に提出すること。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成20年9月26日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 (1) 処分をした年月日 平成20年9月8日
- (2) 商号名 諸見里組
- (3) 代表者名 諸見里眞藏
- (4) 所在地 金武町字金武3983番地の2
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-18）第2853号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成20年8月11日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

- 2(1) 処分をした年月日 平成20年9月8日
(2) 商号名 有限会社比嘉土建
(3) 代表者名 比嘉勇
(4) 所在地 うるま市石川東山本町一丁目12番21号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-15)第4776号、沖縄県知事 許可(般-15)第4776号、沖縄県知事 許可(特-17)第4776号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成20年8月14日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 平成20年9月10日
(2) 商号名 株式会社徳元実業
(3) 代表者名 徳元春雄
(4) 所在地 糸満市西崎町五丁目6番14号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-15)第1334号、沖縄県知事 許可(特-17)第1334号、沖縄県知事 許可(般-17)第1334号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成20年8月21日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 平成20年9月10日
(2) 商号名 丸永工務店株式会社
(3) 代表者名 永井貞子
(4) 所在地 与那国町字与那国60番地の3
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-18)第2430号、沖縄県知事 許可(般-18)第2430号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成20年8月26日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 平成20年9月10日
(2) 商号名 有限会社安城建設
(3) 代表者名 大城安弘
(4) 所在地 浦添市勢理客二丁目4番6号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-19)第5314号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成20年8月28日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成20年9月10日
(2) 商号名 有限会社ウイ・テックコーポレーション
(3) 代表者名 玉城一正
(4) 所在地 宜野湾市我如古二丁目37番2号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-18)第10090号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成20年8月28日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業

業を廃止した旨の届出があった。

- 7(1) 処分をした年月日 平成20年9月10日
(2) 商号名 有限会社フォースター
(3) 代表者名 仲座義則
(4) 所在地 八重瀬町字小城376番地の1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-16) 第10724号、沖縄県知事 許可(般-17) 第10724号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち左官工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成20年8月28日付けで、建設業法第12条に基づき左官工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成20年9月10日
(2) 商号名 合資会社ヒサヒガ
(3) 代表者名 比嘉久治
(4) 所在地 那覇市繁多川5丁目7番16号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-19) 第3762号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成20年9月3日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成20年9月10日
(2) 商号名 有限会社豊造園
(3) 代表者名 真栄里三善
(4) 所在地 那覇市首里平良町1丁目33番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-17) 第4195号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成20年9月5日付けで、建設業法第12条に基づき塗装工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成20年9月11日
(2) 商号名 高安地質
(3) 代表者名 高安和夫
(4) 所在地 豊見城市字与根530番地の5
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-20) 第11383号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成20年8月21日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

教 育 委 員 会 事 項

沖縄県教育委員会告示第17号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例(平成18年沖縄県条例第72号)第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成20年9月26日

沖縄県教育委員会

委員長 伊 元 正 一

1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館

2 指定管理者

文化の杜共同企業体

代表者 那覇市おもろまち1丁目3番31号 株式会社沖縄文化の杜

那覇市おもろまち1丁目3番31号 株式会社沖縄タイムス社
 浦添市勢理客三丁目9番11号 株式会社国際ビル産業

3 観覧料を承認した期間 平成20年11月7日から平成21年1月18日まで

4 観覧料の額

企画展 『「南」から「南」へ 美術家たちの「南洋群島」』

区 分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
美術館施設	一般	800円	640円
	大学生及び高校生	600円	480円
	中学生及び小学生	300円	240円

備考

- 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
	販売所 株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F
	購読料 1部1箇月 1,800円